

越前町議会・令和7年12月定例会一般質問【中野 斗夢議員】

(令和7年12月3日 午後1時20分 開始)

○1番（中野斗夢君） 議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に基づいて質問をさせていただきます。

先ほど、冒頭、町長からのご挨拶にもありましたとおり、この冬、無事11月6日に越前がに漁がここ越前町はもとより、福井県全体で解禁され、カニ一色で活気づいております。

11月6日の解禁日に出漁できたのは実に3年ぶりのことであり、やはり解禁日の雰囲気というのは、ほかとは違う活気とオーラ、そういったものを感じます。なお、ここに並んでおります1年生議員も初日のセリには全員ご参加いただきました。駒野議員に至っては一番ガニを買うんだといき勇んでおりましたが、予算が3,000円しかなくて競り負けたということでございまして、来年は5,000円になるとおっしゃっておりましたので、みなさん、ぜひご期待ください。

さて、今回はこの越前がににフォーカスをした質問を行いたいと思います。

昨今、日本海側の地域ではたくさんのブランドガニが捕獲され、各自治体がそのPRにしのぎを削っている次第であります。一部でこの競争をブランドガニ戦国時代というふうに称されていることは一部の方はご存じかもしれません。

また、ここ数年、北海道では多く混獲されている、そして流通している大きくなないのにオオズワイガニという名前を背負ったこのカニの出現は、このブランドガニ戦国時代に多少なり影響を及ぼしています。オオズワイガニの流通というのは基本二、三百グラムのものが往々にして多いということでございますけれども、一般に越前町で流通しているようなズワイガニは1キロ前後のものですから、それに比べると大分小さいのにオオズワイガニという名前が独り歩きして、何かとても大きなもののように聞こえますけれども、そうではないということをここで申し上げていきたいと思います。

こんな混沌としたブランドガニ戦国時代を生き抜くためにも、さらなるブランド力の強化、そしてより高い位置にこの越前がにを押し上げる責任を担うのは、この福井県でも随一の越前がに水揚げ量を誇る越前町の責任ではないかというふうに思う次第であります。その取つかかりとして、町としても取りかかりやすいと思われるふるさと納税での取扱い、越前がにの取扱いについて質問を進めたいと思います。

まず、令和7年10月1日、本町ふるさと納税室長名で越前がに取扱い事業者に向けて、ふるさと納税返礼品に係る越前がに名称の適正使用についてという依頼文書が出されたと承知しておりますが、その文書が出された経緯を総務理事に伺います。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（山口隆司君） それでは中野議員のご質問にお答えします。

ふるさと納税の返礼品につきましては、総務省が定める地場産品基準に基づくことはもとより、ふるさと納税協力事業者の皆様にも地場産品基準や食品表示法等各種法令を遵守することや、違反した場合の責務などを記載した誓約書を提出していくなど、適正な取扱いに努めているところです。

そのような中、本年9月、県の水産課より、本町及び関係機関に対し、近年他県産ズワイガニが加工品を含め流通が拡大している状況を踏まえ、G I制度に基づい

た越前がに名称の適正使用についての周知依頼がございました。町ではこれまでにも越前がにを返礼品として取り扱う事業者との間で、姿ガニの冷凍品は返礼品として扱わないなど、ブランドを損なわないような協議、対応を行ってきましたが、このたびの依頼を受け、越前がにの本場としての信頼性と価値を守り、これまで以上にふるさと納税返礼品における表示の徹底を推進していくために、10月1日付で越前がにの名称の適正使用について協力をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 次に、この文書、発出された文書の中身について質問をいたします。

傍聴に来ておられる方、そしてお聞きの議員の方々にもご承知おきいただきたいのは、今から申し上げる質問はこの文書の中身に書いてあることについて質問を申し上げますので、ぜひその点、ご承知おきください。

1つ目に、返礼品として越前がにを取り扱う場合、必ずG Iタグ、黄色いタグ添付し、その産地を福井県越前町と明記することと書かれています。これは越前がにを返礼品として発送する場合、送る場合、G Iタグを同封しろというような解釈で差し支えないでしょうか。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（山口隆司君） お答えします。

一般的に、ブランド品である越前がにを商品として取り扱う場合には、G Iタグがついていることが前提になることから、返礼品についても寄附者の皆様へ品質を担保する意味において、G Iタグの添付は必要なことと考え、協力をお願いいたしました。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 同封しなさいという意味の回答でよろしかったですね。

では、追加で似たような質問になるのですが、越前がにと商品名にうたう場合、商品掲載ページに現在ほとんどの事業者が実施しているような商品の写真の一部にG Iタグを添付したり、あるいはそもそもタグをつけたカニの写真を掲載したりして、黄色いタグをつけているんだというようなことを明確にして表示している業者がほとんどでありますが、今現在、これを行っていない場合、越前がにと謳っているのにこのタグが載っていない場合も、このタグを必ずつけなさいということは、この依頼文の中に含まれていると理解してよろしいでしょうか。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（山口隆司君） お答えします。

越前がにと商品に謳う場合には、ポータルサイトにおいてG Iタグの表示をすることもこの依頼の中に含まれております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 次の質問に移ります。

甲羅盛り等の加工品についても越前がにを使用する場合は、G Iタグを添付し、原則他産地のカニとの混合加工を行わないことと書かれていますが、この解釈も先の文言と同様で差し支えないでしょうか。また、この文章に原則他産地のカニとの混合加工を行わないことと書かれていますが、原則という文言を入れたのはなぜでしょうか。何か想定されることがあるのであれば、その想定例を伺います。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（山口隆司君） お答えします。

まず、原則と入れたのは、総務省が定める地場産基準の第3号において、当該地方公共団体の区域内において返礼品等の製造、加工、その他の工程のうち、主要な部分を行うことにより、相応の付加価値が生じているものであることと定められていることからです。甲羅盛り等の加工品の返礼品につきましては、他産地との混合加工を行わないことが越前がにブランドの価値を守ることにつながることから、混合を控えてもらうよう協力をお願ひいたしました。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） この文章では、越前がにを返礼品として使用する場合、原産地を福井県越前町と明記することを求めていいます。一方で、越前がにという名称はG Iの制度上福井県内で水揚げされたズワイガニの雄と雌に限り使用可能なものであり、原産地は福井県坂井市三国町とか、小浜市とか敦賀市になる可能性もあるわけです。このことから、先の文章は、越前がにを使用した返礼品は越前町越前港でのみ水揚げされたものしか使用できないと推察されますが、それで差し支えないでしょうか。

もう一度申し上げますと、この文章では、越前がにを返礼品として使用する場合は、原産地を福井県越前町と明記しなさいと言っているんです。要するに、越前がにを使う場合は、文章を読み解くと、これ以外書くなと、福井県越前町と書きなさいと書いてあるんです、この越前がにを使用する場合は。ということは、この越前がにを使用する場合は、幾ら福井県内で水揚げされ越前がにとはいえ、そうではなく、越前町でのみ水揚げされた越前がにを使えという意味でよろしいか、お伺いします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（山口隆司君） お答えします。

越前がには農林水産省の地理的表示保護制度、G Iに登録されており、福井県沖で漁取され、福井県内の港に水揚げされたズワイガニと定義されます。

本町が返礼品を選定する総務省の基準では、当該地方公共団体内で生産されたもの、または町内での加工、その他の工程により付加価値の大部分が生じているものである必要がございます。水揚げ港が越前町外であっても、町内の事業者が流通、加工などの主要な工程に携わり、付加価値の大部分が町内で生じていれば返礼品として取扱いが可能です。しかしながら、本町としましては、越前がにブランドとしての信頼性と価値を守る上において、返礼品として越前町産と表示する商品に限っては、越前町で水揚げされた越前町産の越前がにのみを使用することで今回事業者へ協力をお願ひいたしました。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 今の回答の解像度をさらに上げるために再度質問をさせていただきますが、姿ゆでの返礼品はもちろん、そのほか甲羅盛りなどの加工品についても越前町産の越前がにしか使用できないというような解釈でよろしいですね。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（山口隆司君） お答えします。

姿ゆで、または甲羅盛りなどの加工品のいずれにおいても、返礼品として越前町産と表示する場合には、越前町で水揚げされた越前町産の越前がにしか使用できないことで、事業者に協力をお願ひしております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） ちょっと今の答弁に、越前町産と表示する場合にはという文言ありましたけれども、いただいた答弁書には、越前がにや越前町産と表示する場合にはとありますんで、越前町産というふうに限定してしまうと先ほど申し上げた文言がちょっと矛盾してきますんで、越前がにや越前町産と表示する場合には越前町で水揚げされた越前町産の越前がにしか使用できないと、もう一度確認ですが、これでよろしいですね。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（山口隆司君） お答えします。

そのようにご理解いただければ結構です。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 越前がにの産地証明としていわゆる黄色いタグが用いられています。これは越前町漁協のほうで数を管理して、タグの数、販売したタグの数と出荷されたカニの数がマッチするように管理しています。

そこで、これは私の案なんですけれども、町でも同じように、タグの管理とは別に、何か越前町独自の産地を証明するようなもの、私がちょっと打合せのときに申し上げたのは、町長の顔がステッカーみたいになっていて、これは間違いなく越前がにですみたいなふうに書かれたものを業者に返礼品の数だけ配布して、それを返礼品に貼ってもらうと。そうすると出荷した越前がにの返礼品の数と出したステッカーの数が合うから、返礼品で渡ったカニは間違いなく越前がにだなというふうで、町でも自信を持って出せるんではないかというふうに申し上げたんですけれども、そのような返礼品の数と出荷数がマッチするような運用というものを、越前がにの本場として漁協でやることも大事なんですけれども、行政の立場としてもその価値を守るための有効な手段と考えますが、具体的な取組の予定があれば、お教え願います。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（山口隆司君） お答えします。

現時点でのふるさと納税室としての具体的な取組の予定はございませんが、今後所管課である農林水産課を通じて、信頼性やブランド向上になる手段について県の水産課や漁協と協議を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） とにかく、今回の文書に至っても、これから消費者に越前がにを提供するに至っても、大切なことは正真正銘それが越前がにであるということが大切です。

この越前がにという言葉が難しいのは、G I制度上の越前がにというようなことが今ちょっと難しいんです、これが。ですから、黄色いタグがついていなければ、幾ら越前町で取れても越前がにというふうに呼べないということなんです。これはなかなか難しいんです。ですから、G I、ちょっとバッタモンではないんです、タグがついていなくても、越前町では取れているんで。ただ越前がにというふうには呼べないと。ですから、タグがついているということが今すごく重要なことなんです。ということが、この商品がこれは越前がにであると、あるいは越前がにでないということが、消費者とかあるいは寄附者にとって視覚的に分かりやすく伝わるこ

とが重要なだと思います。

そこで、商品ページのいざれかの部分に、全越前がにの取扱業者共通で、これは越前がにです。あるいはこれは越前がにではありませんというようなシンプルで分かりやすい表示、例を申しますと、例えば皆さん、ネットなんかで買物すると思うんですけども、商品選ぶとき、もちろん商品の説明読むと思うんですけども、まずはスライドするのは商品のアイコンやと思うんです。ぴゅっぴゅっと、指やらあるいはマウスなんかでスライドしていくと、そうしたら、まず1枚目に商品のページがぽんと来ると。それは必ず2枚目にはもう全業者共通でこれは越前がにですと、あるいはこれは越前がにではありませんということが必ず2枚目、3枚目に来るという、それも全業者同じようなデザインのその表示が来るということは、比較的サイトにも統一性が出てシンプルで分かりやすくて、なかなか安価な取組になるんではないかというふうに思うんですけども、これは私は効果的じゃないかというふうに思うんですけども、町の考えを伺います。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（山口隆司君） お答えします。

町といたしましても、議員ご指摘のように、ポータルサイト上で視覚的に越前がにと分かるような見せ方は必要なことと認識しております。今後は中間事業者や返礼品協力事業者と協議検討を図りながら、表示方法について鋭意工夫するとともに、より効果的なポータルサイトの運営に努めてまいりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 最後に、今回の県水産課からの依頼を受けて担当課として各返礼品の掲載ページの商品表示であるとか、記載内容のチェックは行ったのでしょうか。

また、これまで商品を掲載する上で、事前に文面やサイト上のチェックは行ったのでしょうか。もし行っていなかったのなら、今後掲載前に事前にチェックすることが必要と考えますが、町の考えを伺います。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（山口隆司君） お答えします。

越前がにに関連する返礼品について、確認を行った上で協力事業者への依頼をさせていただきました。

また、返礼品の掲載に当たっては、事業者からの申請内容について中間事業者、担当課において確認をしております。今後、越前がにとして登録する返礼品につきましては、より一層記載内容の確認に注力をしてまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 今、お聞きしましたが、全ては町の責任でもってよりよい商品をお届けしたい。返礼品を届けたいという気持ちのものからだと思います。産地偽装などはもってのほかでありますけれども、他方、消費者、今回は寄附者になります。難しいのは今回はふるさと納税ですので、消費者は寄附者というふうな表現になるかと思うんですけども、これによって関連する法律なんかも変わってくる。こういった寄附者が混乱するような表記も厳に慎むべきだと思います。

今回フォーカスした越前がには、福井を誇るトップブランドであり、稼ぎ頭であることは言うまでもありません。現状でも高級品であるという認識は福井県民のみ

ならず、国民のほとんどの共通認識かと思います。

のことから再度申し上げますが、今、専決すべきは越前がにの単価アップ、これはどうちらかというと産業部門の話になると思うんですけれども、それではなくて、他産地との差別化です。いかに消費者や寄附者に越前がにを選んでもらうか。あるいは選んでいただいた方々に確かな品質の越前がにを送るかが大切だと思います。

一方で、今後ふるさと納税寄附額を越前町全体としてアップ、もっともっと寄附額増やしたいんだと、図るために、今、昨年度が大体15億円、14億9,000万円程度、今現状が8億円弱だというふうに聞いております。こういうアップを図るには、こういう返礼品においても一定程度私はしたたかであるべきだなというふうに思っております。

ブランドに固執していってしまうと、正直申し上げて、今のサラリーマン世代であるとか、多くの年収世帯において、越前がにというのはとても高級品ですから、そもそも返礼品ありきで寄附額選ぶんじゃないというようなのが国の思いでありますけれども、ただやはり我々一般の議員としても、一般の人としてもそれはまず返礼品を選ぶというのは仕方ない行為だと思います。

ですから、そういった中で、今年度の所得に基づいて寄附控除できる額の返礼品を選ぶわけですが、なかなか越前がに一杯額の寄附額というのは相当高額なものになってきます。ですからそんな中でいわゆるボリュームゾーンというのはどうしても1万円、2万円、3万円と、この価格帯のものになってくると。だからこれ全てが1万円、2万円、3万円が返礼品に充てられるわけじゃないです、もちろんそれに上限が、返礼品額の上限があるわけです。これは随分と総務省のほうでも取り締まられ、取締りというか、厳格化されてきておりまし、9月のほうに駆け込みのふるさと納税があったのはやはりその制度の改変があったからだと思います。

今後、あらゆるところでそういういろいろな弊害であるとか、いろいろ今扱っているふるさと納税の返礼品の商品の見直しなんかが必要なときがやってくるかもしれません。今は、寄附額に対する返礼品の額の基準の見直しが進んでおりますが、これからもっと進んでいけば、より厳しく、いわゆる返礼品とその寄附する自治体の関係です。先ほど申し上げたように、越前町で取れたから返礼品にできるんだよというようなことがより一層厳しく進んでいくかもしれません。

ですから、私が先ほどしたたかであれというふうに申し上げたのは物事に柔軟に対応しながらも曲げてはいけない部分があると思います。いずれにいたしましても、令和6年度の寄附額のランキング見ますと、1位はちょっと、これだけ申し上げて申し訳ないですけれども、1位はお米でした。越前町です。2位がセイコガニ甲羅盛り、3位がセイコガニ釜茹で甲羅盛り、4位がお米、5位がお米、6位もお米、そして7位にセイコガニ甲羅盛り、そして8位に干物セット、9位にセイコガニ甲羅盛り、10位にまたお米と来るわけです。いかに水産物であるとか、お米の需要が高いかが分かります。

今回のカニの返礼品です、今のセイコガニ、ほとんどがセイコガニというふうに謳われています。このたびの依頼文書では、これも依頼文書の中身に書いてあることです。越前がにの雌は福井県においてセイコガニと呼ばれておりますが、他産地のズワイガニの雌についてはズワイガニの雌と表示してくださいと。この他産地というのは、越前町外のことを言うのか、そもそも福井県外のこと、それはいずれにしましても先ほどの回答の中では姿ゆではもちろん、加工品についても越前がにと表示する場合には越前町産の越前がにしか使用しないようにお願いしたと回答がありました。

のことから何を言いたいかは、ぜひ理事者の方でご推察してほしいわけでありますけれども、今回の文書は結構なかなか多方面に影響が大きいものと思います。私は町はなかなか踏み切ったなと思います、この文書。

ですから、先ほど私がしたたかであれと申し上げたのは、産業部門、総務部門両方にまたがる問題でありますから、ぜひこの文書で終わるんじやなくて、適宜事業者やもっと優先してほしいのは漁業者です。漁業者は一生懸命頑張ってブランドガニの創造、今タスクフォースなんかも設置してブランドガニ、越前がにをもっとさらなる高みに置きたいんだというふうに頑張っている。この思いを踏みにじるのではなくて、もっともっと先頭に立って、県と協働しながら、この文書の見直しであるとか、いい方向へ前進をしてほしいというふうに思います。

最後にもう一度申し上げますが、一定程度したたかさは忘れてはいけないというふうに思い、この質問を終わらせていただきます。

(午後1時47分 終了)